

元プロ野球選手の現職教諭に関する特別措置の改正について

日本学生野球憲章第10条に定める規定による適正審査で、プロ野球退団後、高等学校教諭として通算2年以上在職している元プロ野球団関係者は、当該校長の申請により当該高等学校野球連盟、日本高等学校野球連盟を経て、日本学生野球協会審査室においてその適正検査を行う。

(補足事項)

1. 教諭歴のうち実習助手、非常勤講師としての在職期間は通算年数に加えることはできない。

中学・少年野球指導研修会講師派遣要領

1. 派遣の目的

中学・少年野球の正しい育成と発展を側面から援助するため、高校野球関係者の講師派遣を行う。

2. 派遣の手続き

講師の派遣は、研修会主催者が必ず講師が所属する都道府県高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

当該都道府県高等学校野球連盟は研修会終了後、その概要を把握しておくこと。

3. 派遣の条件

(1) 主催者は次のものに限る。

- ・都道府県高等学校野球連盟及びその支部組織
- ・中学・少年野球関係
- ・都道府県ならびに市町村教育団体

(2) 講師の人選

原則として所属都道府県高等学校野球連盟が、指導者としてふさわしい者の中から人選する。

(3) 経 費

- ・参加者から当日実費負担以外の参加料を徴収しない。
- ・講師は、派遣に必要な交通費、宿泊費、雑費以外は受取ってはいけない。

(4) その他

- ・講師は中学生の引抜き、勧誘を行ってはならない。
- ・対象となる研修会は少年野球の単独チームであってはならない。
- ・参加者ならびに他の講師で、日本学生野球協会の資格認定を受けていない、プロ野球関係者がいる場合は、予め都道府県高等学校野球連盟、日本高等学校野球連盟を通じて日本学生野球協会の許可を得ること。